

国土交通省では、輸送時間や積み荷量、入荷、出荷時ににおける待ち時間及び手作業や検品などの荷役等に関する輸送実態把握のための「意見等の募集窓口」への投稿情報等から、荷主企業等のみなさまにに対して、ドライバーの労働条件改善及びトラック運送事業における働き方改革の推進についての配慮をお願いしております。

意見等の募集窓口等への投稿内容 (貨物自動車運送事業法等違反の疑いに関するもの)

＜投稿で寄せられている主な項目＞

- ・(恒常的な)長時間の荷待ち
- ・拘束時間超過
- ・過積載
- ・無理な配達依頼
- ・依頼になかった附帯業務
- ・異常気象時の運行強要
- ・その他

荷主企業等に行つた配慮依頼 (違反原因行為の割合)



※令和3年11月末時点

国土交通省では、荷主企業等のみなさまに、トラックドライバーの労働条件改善のための取組について理解を求めるとともに、投稿内容（違反原因行為）の確認と、投稿内容が実際にあつた場合にはその改善方策等についての対応を依頼し、トラック運送事業における働き方改革の配慮をしてくださいます。

配慮依頼後ににおける改善取組（一例）

	違反原因行為	改善策
A社	長時間の荷待ち	<ul style="list-style-type: none">・着車管理システムを構築し、車両到着、積込み、出庫の時間を管理するとともに、待機時間が長くなることでシステムから警報が鳴るように設定を行った
B社	長時間の荷待ち 拘束時間の超過	<ul style="list-style-type: none">・入庫受付開始時間の変更<ul style="list-style-type: none">・倉庫内のレイアウト変更・荷主側による荷役作業員の増員
C社	過積載運転の要求	<ul style="list-style-type: none">・積載物の確認をカゴ台数に加え重量計測も実施
D社	依頼になかった附帯業務	<ul style="list-style-type: none">・契約が従前からの取り決めでオールインワン契約であったことから、待機料金や附帯作業料を明文化した契約に変更・荷主側による附帯作業員の増員

荷主企業等のみなさまには、左記以外にも

- ・入荷予約システムの開発と運送事業者に対する周知、活用により、荷待ち時間が5分から30分以内に短縮できた。
- ・貨物の積載状況について、データ管理による積載率の確認を都度行うことにより、過積載の発生がなくなった。



などの取組をしていただいているります。



荷主企業等のみなさまにおかれましては、本趣旨のご理解をいたただくとともに、貴社ができるところにおける働き方改革の改善策について取り組んでいただきました。すよう、ご協力をお願しいたします。